入札監理小委員会における審議の結果報告 <u>政府所有米穀の販売等業務</u>

農林水産省による政府所有米穀の販売等業務については、公共サービス改革 基本方針(別表)において、平成23年10月から平成29年3月までの約6年間 を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項(案)を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 入札参加資格等(実施要項3頁、6頁)

【論点】

- 〇 本業務は保管、輸送、販売等の複数業務を行うものであり、入札参加者 から提出された企画書に記載された内容及び入札書類により入札参加資格 が確認された者について、入札価格の低い者から順次、外国産米穀の委託 予定数量に達するまで落札者として決定するものである。
- O このため、入札参加者の能力を適切に確認できるとともに、求める能力 が入札参加者にわかりやすいよう
 - ・保管、輸送、販売等の複数業務に係る資格
 - ・企画書で求める内容を整理してはどうか。

【対応】

- 複数業務に係る資格については、実施要項の複数個所にまたがって記載 されていたため、よりわかりやすいよう記載内容や記載箇所を整理した。
- 〇 企画書で求める内容が、より明確になるよう追記した。

2. 情報公開(別添2)

【論点】

〇 保管、輸送等の各業務における取扱数量を記載した方が、民間事業者が 業務をイメージしやすいのではないか。

【対応】

O H2O、H21年度における保管、輸送等の各業務における取扱数量を 追記した。